

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

射水市長 夏野元志

射水市条例第24号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成2
6年射水市条例第33号)の一部を次のように改正する。

「

目次中 第5章 事業所内保育事業(第43条 - 第49条) を

」

「

第5章 事業所内保育事業(第43条 - 第49条)

に改める。

第6章 雑則(第50条)

」

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類
するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。